

Global Tax Update

インド

デロイトトーマツ税理士法人

2017年2月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. インド・シンガポール租税条約の改正

インド直接税中央委員会(Central Board of Direct Taxes: 以下「CBDT」)は、インド・シンガポール租税条約改正¹について通知するプレスリリース²を発表した。

主な改正点は以下のとおりである。

(1) 相互協議手続(Mutual Agreement Procedure)

本改正により、両国の納税者は相互協議手続(Mutual Agreement Procedure: 以下「MAP」)により独立企業間価格を決定することが可能となった。本改正は、税源浸食と利益移転(BEPS)行動に基づくインドの方針に沿ったものである。

(2) 株式に係るキャピタルゲインへの源泉地国課税

2017年4月1日以降、株式譲渡に係るキャピタルゲイン課税が、現行の居住地国課税から源泉地国課税に変更される。

ただし、本改正では以下の例外も定められている。

- 2017年4月1日より前に取得した株式の譲渡に係るキャピタルゲインは、特典制限条項に定める所定の要件を満たす場合、源泉地国課税されない
- 2年間(2017年4月1日から2019年3月31日までの移行期間も設けられた。当該期間中、株式譲渡に係るキャピタルゲインは、特典制限条項に定める所定の要件を満たす場合、標準税率の半分の税率で居住地国課税される

- 特典制限条項: 特典制限条項については以下の改正がなされる

1. 主要目的テスト(main purpose test)および事業目的テスト(bonafide business test)を満たさない場合、特典を受けることはできない
2. 締約国における、以下の期間の総事業費用が500万インドルピーまたは20万シンガポールドルに満たない居住者はペーパーカンパニー・導管企業とみなされる
 - 2017年4月1日より前になされた投資への居住地国課税: キャピタルゲインが生じた日の直前24カ月の各12カ月間(前半12カ月間および後半12カ月間)
 - 移行期間(2017年4月1日から2019年3月31日まで)における標準税率の半分の税率の適用: キャピタルゲインが生じた日の直前12カ月間
3. 居住者企業が締約国の認定証券取引所に上場している場合、または年間総事業費用が前項の額以上である場合は、ペーパーカンパニー・導管企業とはみなされない

2. インド・キプロス租税条約

2013年11月1日、インド政府はキプロスを「非協力国³」に指定しており(2013年通達)⁴、それ以降、キプロス居住者と取引する納税者には、キプロス居住者との全取引への移転価格規定の適用、課税所得への30%の

1 本議定書は、両国で必要な手続を終え、当該手続の終了を双方に通知した後に発効する。当該通知がいずれかの国で行われていないために本議定書が2017年3月31日時点で発効していない場合は、2017年4月1日に発効する。

2 インド・シンガポール租税条約第3次改正議定書に関する2016年12月30日付プレスリリース。

3 インド所得税法 Section 94Aに基づくもの。Section 94Aは、インドと適正な情報交換を行わない国や地域に所在する納税者との取引を防止するため、2011年財政法(Finance Act 2011)において所得税法に導入された。当該規定に基づき、有効な情報交換プロセスのない国や地域は「非協力国」に指定されることがある。

4 インドの官報(S.O. 3307(E))で発表された Notification No. 86/2013 を参照のこと。

源泉税率適用等の厳格なコンプライアンス要件が課されていた。

今般、CBDT は、2013 年通達の廃止（廃止前に実施または削除された項目は除く）を定めた通達を発表した⁵。当該廃止は、2013 年通達が官報に発表された日（2013 年 11 月 1 日）に遡及して適用される。

3. 法人設立時の PAN⁶および TAN⁷の申請⁸

インドに法人を設立する際の時間を短縮する大きな改正として、今般、インド企業省（Ministry of Corporate Affairs）は、テクノロジーを駆使する統合的アプローチを法人設立手続に導入すると発表した。

これに伴い、新設法人の PAN および TAN の申請が法人設立申請と同時にできるようになる。

また、インドの所得税局（Income Tax Department）が割り当てる PAN は、2013 年会社法に基づき会社登記局（Registrar of Companies）が発行する設立証明書に記載され、TAN は別途、メールで関係者に通知されることになる。

4. 1961 年所得税法に基づく GAAR⁹内容明確化

GAAR 実施については多くの関係者および業界団体が明確化を求めてきたが、2017 年 1 月 27 日、CBDT は GAAR の内容を明確化する規定を発表した。

主要ポイントは以下のとおりである。

- 外国ポートフォリオ投資家の所在地国が税務とは関係なく事業上の条件に基づき決定され、かつ、その主要目的が税務上の利益を得ることではない場合、GAAR は適用されない
- GAAR は、取引実施方法を納税者が選択する権利には影響しない
- 2017 年 4 月 1 日より前の投資に係る、同一投資家による強制転換証券の発行、株式無償割当または株式分割・併合には例外として、GAAR は適用されない
- 租税回避戦略を撲滅するには、租税条約に濫用防止規定を定めるだけでは不十分であり、国内税制でも対応する必要がある。ただし、租税条約の特典制限条項に定める要件を満たす場合、GAAR は適用されるべきではない
- 裁判所が課税上の問題点について明示的かつ適切に検討し、取引を認可した場合、当該取引に GAAR は適用されない

- 事前裁定当局が認めた取引に GAAR は適用されない
- 上訴担当所得税（主席）局長¹⁰や紛争処理パネルが当該取引を 1 年間認め、その後、事実関係や状況が変わらない場合、当該取引については翌年も GAAR は適用されない。GAAR 適用はまず上訴担当所得税（主席）局長が、その後、高等裁判所判事が率いる紛争処理パネルが審理する
- 関係者にとっては、GAAR が整合性の取れた、公正かつ合理的な方法で適用されるための手続が適正に実施されることが確保された

5 2016 年 12 月 14 日付の Notification No. 114/2016 を参照のこと。

6 Permanent Account Number（各申請にインド税務当局が割り当てる納税者番号：以下「PAN」）

7 Tax Deduction and Collection Account Number（各申請にインド税務当局が割り当てる源泉徴収義務者の番号：以下「TAN」）

8 企業省が発行した 2017 年 1 月 25 日付の Draft Notification を参照のこと。

9 General Anti Avoidance Rules（包括的租税回避否認規定：以下「GAAR」）インドの国内所得税法に基づき、2017～2018 年度からの適用が提案されている。

10 Principal Commissioner of Income-tax / Commissioner of Income-tax 上訴担当所得税（主席）局長

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイトトーマツ税理士法人 インド室

パートナー 林 博之

hiroyuki.hayashi@tohatsu.co.jp

マネジャー Pawankumar Kulkarni

pawankumar.kulkarni@tohatsu.co.jp

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュトーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 9,400 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社 (デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します) に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.